

①……………はじめに——〈陳列所〉という都市施設

広島原爆ドームは、世界で最も知られた建築のひとつである。しかしながら、戦争の惨禍を伝えるこの廢墟化した建築がそもそも都市の中でいかなる存在で、人々の営みなどのようにあったのかを知る者は少ない。

のちに原爆ドームとなる建築は、日本で活躍したチエロ建築家ヤンレルルの設計を得て、1915年(大正4)に広島県物産陳列館^①として建てられた^②。同年に開催された広島県物産共進会の主会場として封切られた後、1921年(大正10)に広島県立商品陳列所へ、1933年(昭和8)には広島県産業奨励館へと改称し、戦時下に業務を



図1：広島県物産陳列館 絵葉書(筆者所蔵)



図2：滋賀県物産陳列場 絵葉書(筆者所蔵)

停止して政府関係機関の事務所として使用され、1945年(昭和20)8月6日を迎えることになる。この間、名称が変われども、設置の目的は一貫して地域の農業・工業・商業の奨励にあつた。そしてそれは、共進会の受け皿となったことに明らかなように、モノの陳列を通して実現される。20世紀初頭の広島に出現した物産陳列館・商品陳列所・産業奨励館は、陳列の機能を備えた勸業のための都市施設であつた。

近代に出現した展示・陳列の施設というと、博物館や美術館がまず想起されよう。あるいは博覧会もそこに加えられるだろう。これらは、明治のはじまりに、人々の「眼視ノ力」を發動す



図3：滋賀県物産陳列場の陳列室 絵葉書(筆者所蔵)

る装置となることを期待されて誕生した^③。現在、それらは全国に設置されているが、しかしながら日本の博物館史には、地方都市の事例はあまり登場しない^④。確かに、1916年(大正5)に文部省が全国の「教育的観覧施設」を対象に実施した調査報告によれば、博物館や美術館などの展示・陳列を目的とした施設のうち、独立した建物を持つ公立施設はわずか4施設に留まっていた(国立が17、私立が23で、合計44施設^⑤)。

ところがこの調査報告は、対象施設を数え上げた後で、「右に挙ぐるものの外道府県郡市等の経営に係れる商品陳列館、物産館等全国に亘りて約三十八多きに達していたことに言及する^⑥。個々の施設紹介はないが、ここには1903年(明治36)に移転開場した滋賀県物産陳列場^⑦や広島県物産陳列館が含まれよう。「商品陳列館、物産館等」が他の博物館を凌駕する状況は、1932年(昭和7)に日本博物館協会が発行した『全国博物館案内』の概説にも明らかで、「本邦の科学産業の博物館が、頗る不振の状態

②……………〈陳列所〉の事業と役割

先に触れた『全国博物館案内』によれば、〈陳列所〉とは、地方の産業奨励を目的として、「商品の見本参考材料の陳列貸出し、或は産業関係印刷物の蒐集刊行講演会の開催等、博物館として普通の事業の外、更に商品取引の紹介、商品の試売、鑑定、販路の拡張等に向かつて大に力を用いてゐる」ものである^⑧。その目的と事業の内容から、〈陳列所〉は農商務省に管轄されていた。文部省が教育的観覧施設から除外したのは、文部省の考える「博物館として普通の事業」ではない活動を展開したことが背景にあつ

著作権の関係により表示できません

図4：府立大阪商品陳列所 秋山広太「平賀義美先生」
丁酉倶楽部、1934年

著作権の関係により表示できません

図5：府立大阪商品陳列所の工業試験室「府立大阪商品陳列所十年紀要」府立大阪商品陳列所、1901年



図6：京都商品陳列所 絵葉書(筆者所蔵)

にあるに拘らず、獨り商業博物館だけが非常な發達を遂げ、全国に亘つて五十有餘の多きに達してゐることは、慥に特色の一つである。我が国の商業博物館は、多くは府県の経営に属し、商品陳列所、物産商工奨励館、貿易館等、その名称は二様ではないが、要するに地方の産業奨励の目的で設立されたもので、(中略)これ等の博物館中には、相当の規模の建物を有し、且つこれが経営にも相当の費用を投じてゐるものも少なくない^⑨という。博物館として数えられたり、数えられなかったりしているが、確かなことは、近代の都市には「商品陳列館、物産館等」あるいは「商業博物館」という都市施設——これらをまとめて〈陳列所〉と呼ぼう——が、全国各地に存在していたという事実である。それは文部省が考える「教育的観覧施設」ではなかったかもしれないが、地方行政が展示・陳列のために設置し、地方都市における博覧会や共進会の受け皿でもあつたことを鑑みれば、近代日本に現れた「眼視ノ力」は、〈陳列所〉を抜きに語り得ない^⑩。

たように思われる。1920年(大正9)には、全国で乱立する〈陳列所〉を統制するために、「道府県市立商品陳列所規程」が農商務省令として制定されている^⑪。

制度的な枠組みと管轄部局、さらには陳列などの事業の一致から、〈陳列所〉は博覧会・共進会の延長線上に位置するが、常設施設を持つという点でその意義は大きく異なる。(陳列所)は、明治政府が日本に移植していた博物館に加え、19世紀末から欧米で流行し始めた「Commercial Museum」という新しい都市施設の影響を受けて地方都市に設立された^⑫。その黎明期においては、広島の場合と同様に、博覧会・共進会の開催に際して設置された例が少なくない。

ここで改めて〈陳列所〉の特徴をまとめておこう。第1に、地域の勸業を目的として農商工業者を補助・指導する機関である。第2に、拠点となる常設施設を持つている。第3に、物品の収集・陳列公開を中心的な事業とする。そして第4に、農商務省(のち商工省)に所管される。このような〈陳列所〉が、戦前期には各県にひとつ以上存在していた。その多くが道府県レベルでの設置である。早いところでは明治10年以前から設置され、大正期にはほぼ全国に普及したが、第二次世界大戦の戦況悪化とともに多くが姿を消した(なかには〈陳列所〉の組織や活動が、中断や改組を挟みながらも、現在まで引き継がれているものもある^⑬)。なお、〈陳列所〉の中心的な利用者は農商工の実業に携わる人々であ

著作権の関係により表示できません

るが、団体見学等で訪れる商工業学校や小中学校の学生、国内外の旅行者、看守を務める女性たちなど、〈陳列所〉に関わる人々の範囲は実業者に限らない。

〈陳列所〉の事業は、その名称のごとく物品の展示・陳列を中心とするが、しかしそれは全体の一部分であった。多様な陳列所の事業を筆者なりにまとめると次のようになる。

- ① 参考品・地域物産の陳列……………図書室の整備／陳列品の分与／物産即売
- ② 展覧会・共進会、集会への会場提供……………自主開催／会場貸
- ③ 商工業に関する調査とその紹介……………機関誌・報告書発行／海外通信員配置
- ④ 商工業に関する各種指導……………工業試験／取引斡旋／図案考案／講演会

ただし、注意しなければならないのは、こうした事業を全国の〈陳列所〉が一律に展開していたわけではないということである。地域の産業奨励を目的とするからこそ、その注力する分野や事業は地域の状況や時代によって異なり、それらに合わせて施設も変化した。例えば、明治維新後、急速に工業都市化を進めた大阪では、1890年(明治23)の設立当初から所内に工業試験部を持ち(図45)、様々な分析試験・化学試験を請負った。阪南地域の重要産業となっている人造真珠も、ここで外国製産品を分析したことから産まれたものである註12。構内の庭園には世界地図をつくり、後には交易相手国の風俗

③……………陳列を「みる」

〈陳列所〉の中心的な事業はやはり陳列であり、それは市民との重要な接点だった。だとすると、市民が〈陳列所〉で目にしてきた陳列はどのようなものだったのだろうか。先に触れたように、〈陳列所〉における陳列は、国内外の新種や流行品を参考品として陳列するものと、〈陳列所〉が管轄する地域(県や市など)の生産品を見本として陳列するものに大別される。それらは、「恰も百科字(マ)書を繙くが如く、(中略)何を構はずならばとあるといったやうな訳合、申さば共進会や博覧会を見るやう」なこともあったが、なかには特別な理念をもってなされたものもある註15。ここでは後者の例として、全国の〈陳列所〉の指導者の役割を果たした山口貴雄(1865-1938)の取り組みを見てみよう。

染織技術者として農商務省に入省した山口貴雄は、1906年(明治39)以来、農商務省商品陳列館技師(1906-1910)、愛知県商品陳列館長(1910-1916)、大阪府立商品陳列所長(1916-22)として〈陳列所〉の実務に携わった。農商務省時代は、染織等の技術指導にあたりながら、審査官や事務担当者として万国博覧会の開催国に派遣された際に参考品を収集していたが、館長として招かれた愛知県商品陳列館(図10)では、陳列を含む全体の事業運営を牽引することになる。その山口によれば、〈陳列所〉が理想とすべき陳列とは次のようなものであった。



図10：愛知県商品陳列館と館長・山口貴雄 絵葉書(筆者所蔵)

著作権の関係により表示できません

図11：実物統計の例「愛知県立商品陳列館」第27号、1913年

著作権の関係により表示できません

図12：動態展示の例(大阪府立商品陳列所) 牧野栄次郎編「発明奨励展覧会報告」大阪発明協会



図8：京都商品陳列所の庭園 絵葉書(筆者所蔵)

著作権の関係により表示できません

紹介に取り組んで、貿易都市として世界情勢の啓蒙にも努めた。

一方、京都では、1909年(明治42)の設立以来、美術工芸とその図案に傾注した陳列を行い、新しい図案を公募展示(図6)とするなど、流行の創出にも力を入れた註13。さらには、邸宅を構える政財界人や外国人観光客からの需要高を背景に、造園を産業として売り出すべく構内に模範庭園(図8)を築き、館外出品として灯籠や庭木などの園芸品の陳列場を設けていた。

〈陳列所〉は、近代化する都市の産業と時代の変化に応じて、事業と施設を変えながら展開した。その在り方は多様であるが、しかし、地域の産業に資するという目的は共通し、そのために市民へと直接働きかけた。京都商品陳列所の徽章(図9)は、このような〈陳列所〉の立場を端的に表している。

製造家、商業家及需要者の間に於ける意思の疎通、連絡は実業を發達せしむる最要事項にして商品陳列所は其媒介者たり將た助言者たることを期す。上記本所の徽章は即ち以上三者の精神を象り又一には『品』の意味を寓せるものなり。(註14)

〈陳列所〉は、モノが集まる場に立脚した、市民の「媒介者」にして「助言者」であった。

商品陳列館とか物産陳列場とかいふ処では、生産或は費用の状態などの研究に便利なるやう、売込とか買入とかを試むる手びきになるやう、要するに商工業者の参考資料として成るべく完全に役立つやう、物品の性質を咀嚼し場合を参酌して、それ相応の陳列法を施さねばならぬ。(中略)千変萬化種々に目先きを変えて、見心地がよいやうに、見た以上は何等かの印象を残すやうに、大に興味あるやうに、所謂「デパートメント、ストア」の陳列の手心をも失はず、而かも研究に便利なるやうに、我々は言を費さずして、口なき陳列品が却て万事を説明するてふことを理想とせねばならぬ。(註16)

山口が理想としたのは、陳列されたモノが、たとえ説明がなされなくとも理解されるような状態であった。単に説明的な陳列というわけではなく、百貨店の陳列のように人目を惹く必要もある。それは、「眼視ノ力」が一定ではない(多くは未熟である)多様な属性の観覧者に、内容を的確に伝えるための陳列であった。この理想を実現するために山口が推進したのが、「通俗的設備」と位置付けた背景陳列・統計図表・実物統計、あるいは動態陳列や対照陳列などの取り組みである。

実物統計は外国製産品の産地の様子を陳列の背景画として描き、製品の生産や流通の様子の理解を促すもの、統計図表・実物統計(図11)は、統計資料をイラストや模型で視覚的にわかりやすく表現したものである。いずれも観覧者に直感的に訴えることを旨としていた。これを発展させたのが、陳列されている商品見本を示しながら解説する通俗講話会である。そこでは、商工業者から児童まで対象者を具体的に定めて開催し、効果的な教授を目指した註17。なお、文部省が通俗教育調査委員会を設置して社会教育の普及に本格着手したのは山口の取り組みと同時期の1911年(明治44)で、1912年には東京教育博物館内に通俗教育館が設置されている註18。

動態陳列は、館内に設置した10馬力の電動機を使って、陳列している機械製品(例えば自動織機を稼働させた状態)で陳列するもので、愛知県商品陳列館内の機械館で初めて採用された。ただ置いてあるだけではその役割や効果が見えづらい機械製品を、実演を通して仕組みを解説し、販売へとつなげる目的があった註19。

対照陳列は、単体ではなく比較対照と並べて陳列することで、両者の差異や関係を示

著作権の関係により 表示できません

図13：大阪府立商品陳列所におけるインド製品の陳列
〔回顧三十年〕大阪府立商品陳列所三十周年記念協賛会、1920年

すために取り組まれた。例えば、「和製と舶来」のように同種の製品を国内外で比較陳列した。特筆すべきは「図案と製品」の対照陳列である。愛知県商品陳列館で1912年(大正1)に開催された図案対照陶磁器展覧会では、全国から収集した陶磁器図案を瀬戸陶磁器の製造者に抽選で頒布し、それに基づき制作させた陶磁器を図案原図と並べて陳列した。これは、ものづくりにおける図案の役割を教示するためであった。

こうした取り組みを効果的にするために、山口は陳列棚の配置や説明札の寸法、さらには休憩設備の設置など設備にも気を配り、利用者を意識した緻密な陳列計画を立てていた。山口が愛知県商品陳列館でみせた陳列の理念と手法は、彼自身によつて大阪府立商品陳列所にも引き継がれた。大阪製品の重要な輸出相手国の風俗を伝えるためにマネキンを用いた陳列紹介(図13)が取り入れられたのも、こうした流れに位置付けられよう。山口の取り組みは、館員派遣による指導や、(陳列所)の間で相互交換されていた刊行物、全国組織である商品陳列所連合会(山口のいる大阪府立商品陳列所が中心になり1927年(昭和2)に結成された)などを通じて全国に共有されており、規模の大小や巧拙は様ではないものの各地で取り組まれた。それは、「みる」ことで最大の効果を得られるよう試行錯誤した陳列であり、これを通して市民は「みる」ことの意味をも知ったのである。

4……………陳列を「みせる」

参考品の陳列は運営者によるものであったが、一方で生産品の見本は地元商工業者による出品陳列が多くを占めていた。特筆すべきは、この商工業者による陳列に対しても理念ある取り組みが求められていたことである。例えば、山口貴雄が館長に就いた愛知県商品陳列館では、開館に際して発した「商品見本出品の注意」のなかで次のように呼びかけている。

四、陳列法の巧拙は、商品見本の品位に大影響を及ぼすこと申すまでもなきことなれば、品種に応じて夫れぞれ斬新なる方法を考案し成るべく人目に付きやすく仕組まるゝを要す。陳列の拙きが爲めに折角の出品が一向見栄えせぬほど愚かなるはなし。

七、同一の陳列棚を二人以上の出品者にて占有する場合に於ては、成る可く共

同一致して装飾等を施し、互に勝手気儘の陳列を為して、他府県の縦覧者などに笑はれぬやうせらること肝要ならん、共同の事柄は如何なる場合に於ても、自我のみを主張すべからず、お互いに譲り合ふこそ最も必要なれ。(註19)

出品物に応じた、斬新で、人目につきやすく、それでいて誇大なく、主役となるモノが栄える陳列装飾と、全体の調和を保つ態度——これらが商工業者による陳列に求められていた(図14)。他者から「笑われぬ」ことが重要視されているように、「みられる」ことへの意識付けが喚起されていたことも興味深い。陳列装飾の重要性は、明治後期には博覧会の会場や百貨店の売り場を通して認知されつつあったが(註20)、未だ専門的な知識と技術を要するものであった。そのことは、1914年(大正3)に額田郡物産陳列所が開設された時でさえ、その陳列指導が愛知県商品陳列館に委嘱されたことから窺えよう(註21)。のちには商業会議所からの依頼で展覧会のための出張飾付もおこなっている(図15)。

著作権の関係により 表示できません

図14：愛知県商品陳列館における宝石店の陳列
〔愛知県商品陳列館案内〕中村写真館、1911年

著作権の関係により 表示できません

図15：愛知県商品陳列館職員による出張飾付
〔愛知商工〕、1920年



図16：大阪府立商品陳列所(新築移転後)
絵葉書(筆者所蔵)

著作権の関係により 表示できません

図17：大阪府立商品陳列所広告館のショーウィンドウ
〔回顧三十年〕大阪府立商品陳列所三十周年記念協賛会、1920年

(陳列所)は、商工業者が他者に自らを「みせる」ことを学び、実践する場であったのだ。このようなモノの見せ方への取り組みは、日常的な出品陳列の指導にはじまり、やがて店頭装飾を含めた広告意匠の指導へと展開をみせる。

愛知県商品陳列館に次いで山口が新築再開に際して所長として赴任した大阪府立商品陳列所では、それが具体的な施設として立ち現れた。1918年(大正7)、大阪府立商品陳列所は敷地が面する松屋町筋に沿って40間(約73メートル)伸びる陳列施設を建設し、「広告館」と名付けた(図16)。それは「木造二階建て階上は約百坪の大広間とし、常に小共進会或は展覧会など一般に使用せしむることとし、街路に面する総ては美麗な欧米式の大飾窓として往來の通行人をして不用意無意識間に商業的の智識を啓発せし

むると共に、広告を真に利用せしむることすると共に、一面に於て広告主をして常に斬新にして世人の注目を惹く意匠を凝らさしめて広告術の比較研究をなさしめる」ためのものである(註22)。同所は遅くとも1921年(大正10)からは業務要領のひとつに「商品、商品広告又は店舗装飾に関する意匠図案の指導を為す事」を明記していた(註23)。大阪府立商品陳列所あとに建設された(陳列所)には、ショーウィンドウを備えた例がみられる(三重県や横浜市、朝鮮総督府など)。個人商店にもショーウィンドウが普及し始めた時代(註24)の要請に合わせて、(陳列所)は新しい「みせる」かたちを率先して取り込み、普及に挑んだ。事業と施設を含めて、常に取り組みを変化し続ける(陳列所)は、山口の言葉を借りれば「微妙なる有機体」であった(註25)。

5……………芸術表現を「みる」／「みせる」

これまで見てきたのは、参考品や地元の商品を対象とした陳列(第2節にあげた①)であるが、(陳列所)ではこの他にも陳列の場が存在した。施設を市民が借り受けて開催する催事である(第2節にあげた②)。

表1は、愛知県商品陳列館の刊行物に掲載された、同館における1911年(明治44)から4年間の実績をまとめたものである。会場貸出における項目の区分理由は不明だが、この一覧からは審査会・品評会・展覧会・和洋画会・図案会などのモノの陳列を主体

とするものをはじめ、役員会・協議会・組合総会などの集会、講演会・談話会などの講演、さらには音楽の演奏会まで、実に多様な催事が講堂(図18)で執り行われていたことがわかる。それも、およそ2〜3日に一度の頻度である。

こうした利用は他府県の(陳列所)でも確認できる。表2は、新潟県商品陳列所(図19)において、1922年(大正11)に月別で最多の催事があった6月の記録である。そこには(陳列所)出品者の会合から、児童の音楽会(註26)、婦人会主催の講演会まで、様々な内

事項	1911年	1912年	1913年	1914年
開館日数(日)	301	315	343	340
縦覧人数(人)	292,046	290,315	252,079	334,060
会場貸実績(回)	132	154	198	192
審査会、役員会、協議会等	26	26	20	27
品評会、展覧会、協議会	17	23	27	15
発会式、表彰式等	8	18	8	8
和洋画会	14	12	21	24
送迎会・祝賀会	17	16	12	14
組合総会・各種大会	15	29	22	39
講演会・談話会	24	12	18	17
研究会	5	7	46	16
図案会	6	8	5	2
演奏会	-	3	1	5
その他	-	18	25	4
物産即売(円)	15,379.00	640.55	5,849.56	4,169.89

註：「愛知県商品陳列館要覧」大正4・5年用(愛知県商品陳列館、大正6年)より作成。

表2. 新潟県商品陳列所で1922年6月に開催された諸集会

集会名
新潟県商品陳列所出品協会
新潟県商品陳列所出品協会第6回総会
新潟県商品陳列所出品協会功労者表彰式
新潟県商品陳列所出品協会主催商品陳列所創立第二十周年祝賀会
北辰盆栽会盆栽陳列会
二十年前工産品陳列会
路人詩主催北原白秋文藝講演会
アポロ倶楽部主催レコードコンサート音楽会
如月会主催児童音楽会
新潟婦人衛生慈善会・婦人協会・婦人教育会・連合処女会・四会連合地久節祝賀講演会

註：「諸集会」『新潟県商品陳列所年報』第21年報、新潟県商品陳列所、1924年。

表3. 大阪府立商品陳列所で開催された美術展(1917-29年)

年月	展覧会名	主催
1918年6月	美術自由展覧会	足立源一郎ほか同人
1919年2月	亜米利加美麗絵展覧会	大阪府立商品陳列所
1920年12月	白耳義現代作家油絵展覧会	大阪府立商品陳列所、元白耳義領事
1921年6月	記念展覧会	国画創作協会
1921年6月	泰西美術参考品展覧会	織田明家塾
1922年1月	大阪美術協会第一回展覧会	大阪美術協会
1922年6月	仏蘭西現代美術展覧会	大阪朝日新聞社
1922年10月	美術展覧会	二科会(大阪朝日新聞社後援)
1922年11月	美術院展覧会	美術院(大阪朝日新聞社後援)
1922年11月	美術展覧会	芸術院(大阪毎日新聞社後援)
1922年12月	新築府庁舎設計図案展示会	大阪府
1923年2月	第二回美術自由展覧会	足立源一郎ほか同人
1923年2月	童画展覧会	澤井幸助
1923年5月	仏蘭西現代美術展覧会	大阪朝日新聞社
1923年6月	春陽会美術展覧会	大阪毎日新聞社
1923年7月	博物館所蔵古書画展覧会	大阪府立商品陳列所
1923年10月	二科会美術展覧会	大阪朝日新聞社
1923年10月	ベルシャ美術工芸品展覧会	大阪府立商品陳列所
1923年10月	日本美術院展覧会	大阪朝日新聞社
1924年1月	日本美術展覧会	大阪毎日新聞社
1924年5月	仏蘭西現代美術展覧会	大阪朝日新聞社
1926年6月	聖徳太子奉賛美術展覧会	聖徳太子奉賛会

註：「本所陳列諸会一覧表」『最近十年間の大阪府立商品陳列所』(1927年)より作成。

容を確認できる。翌7月には、新潟県出身の画家・斉藤哲三郎が参加した四十年社の「洋画彫刻日本画展覧会」も開催され、陳列された絵画は販売もされていた^{註27}。講演会などにおいては、活動写真の上映も行われている^{註28}。

〈陳列所〉での催事は、集会を除けば美術関係の展覧会が多くを占めた。1920年代における美術展会場としての認知と利用は、各地の〈陳列所〉が日仏芸術社による仏蘭西現代美術展覧会の会場となった事実からも伺えよう^{註29}。そのひとつであった大阪府立商品陳列所では、同所の主催、新聞社や美術団体の主催を合わせて多くの美術展を開催している^{表3}。同所が美術展の受け皿になった背景には、当時の地方都市には美術館のような専門施設がなかったことも影響するが、当時の所長・山口貴雄によれば次のような積極的意図があった。

著作権の関係により 表示できませ

図18: 愛知県商品陳列館の講堂
『愛知県商品陳列所要覧』愛知県商品陳列所、1926年



図19: 新潟県商品陳列所 絵葉書(筆者所蔵)

⑥……………むすびにかえて——都市の近代と〈陳列所〉

山口貴雄が〈陳列所〉で取り組んだ実践はとりわけ先取的で突出したものであったかもしれないが、同様の取り組みが全国各地に波及していたことは、各地の〈陳列所〉の事業報告書に確認できる。

冒頭で触れた広島県物産陳列館については、開館後約1年間(1915年(大正4)8月から1916年6月)を記録した報告書が国立国会図書館デジタルコレクションで公開されている^{註33}。巻頭写真には背景画や小物を活用した演出的な陳列装飾の実践を確認でき、掲載される調査報告からは各種の技術研究の成果が伺える。展覧会場としての利用記録を見れば、菓子や蜜柑といった地元製品の展覧会のほか、海外の広告資料や図案の展覧会、さらには広島県美術協会発足の端緒となったという広島県美術展覧会^{註34}の開催を確認できよう。こうした催事と並行して常設的な陳列が日々行われ、一部は委託販売もされている。広島に最初の百貨店・福屋が開店するのは1929年(昭和4)のことであったから、〈陳列所〉は地元の生産品を一覧し購入できる唯一の場であり、貴重な催事の場であったのだ。そして開館10ヶ月間(開館日数297日)の来館者は15万7千名以上を数えている。このような〈陳列所〉が、日本の各地に存在していたのである。

ても同様の期待があっただろう。〈陳列所〉は、地方都市に美術館がなかった時代に文化拠点としての役割を自認し、都市文化の担い手として、明文化された設置目的の範囲を超えて事業を展開していた。

〈陳列所〉では、商工業に関わる陳列が常設的に行われている一方で、日々行われる催事で「みる」(あるいは「聴く」)ことに触れる場であった。ここで強調しておきたいのは、〈陳列所〉での催事が、市民の鑑賞の対象であったのと同時に、やはり市民による発表の場でもあったことである。〈陳列所〉における催事は、必ずしも全てが新聞社による発表のような大規模なものではなく、小さな団体による小さな催事、例えば地域の芸術団体や同好会、学校による催事が頻繁に開かれていた。発明奨励展覧会などの時宜に応じたテーマで行われる展覧会でも、地域の学校生徒の日々の取り組みの成果が展示されることも少なくない。ここでは、専門家はもちろん、趣味として芸術を嗜む者や学校教育の取り組みの成果が披露される^{註32}。〈陳列所〉は、市民の誰もが「みる」側であり、「みせる」側になり得る場であった。

明治時代に勧業施設として誕生した〈陳列所〉は、資本主義社会の基盤をつくる産業転換を促し、道府県の産業の近代化を支えた。その原動力となったのは、市民が陳列を「みる」ことである。〈陳列所〉の貢献範囲は、生産の現場から販売の後押しまでと幅広く、明治半ば以降は、原料の購入と生産品の販売の双方において海外市場の存在が強く意識される。そこでの陳列は、〈陳列所〉が位置する都市が世界に向けたまなざしの発露でもあった^{註35}。

時代の進展とともに、博覧会や百貨店などで陳列装飾が工夫され、新聞や雑誌などのマスメディアが存在感を高めていくと、商工業における市民の啓蒙を使命とする〈陳列所〉もそれに対応した事業を展開する。市民が他者に対して自らの生産品を「みせる」ことの重要さを説き、その実践の場となったのである。それは商工業に限らない創作と活動を表現する場ともなった。背景には、1905年(明治38)創刊の『みづゑ』に牽引された水彩画のような近代的趣味が、市民のなかに広がりを見せたことも無関係ではなかっただろう。〈陳列所〉は社会の変化とともにその姿を変え続けたのである。

〈陳列所〉の多様な事業はやがて専門分科し、工業試験場、公会堂、見本市会館、

さらには重点販売拠点に設置される県産品販売所や中小企業支援施設などへと展開する。百貨店の催事場など、別の存在が役割を果たすようになる部分もある註36。〈陳列所〉は時限的な存在ではあったが、だからこそ都市が近代を受容していくためのプラットフォームとして機能し、現代社会の素地を築いた。それはまた、モノと情報、空間

註

1. 顕原澄子「原爆下ゝム 物産陳列館から広島平和記念碑へ」吉川弘文館、2016年など。
2. 北澤憲昭「眼の神殿」美術出版社、1989年、156-163頁。
3. 代表的な研究として椎名仙卓「日本博物館発達史」(雄山閣、1988年)など。地方都市の各種博物館を横断的に取り上げた近年の研究としては、静岡県を主対象とした中島金太郎「地域博物館史の研究」(雄山閣、2017年)がある。
4. 常置の教育的観覧施設梗概「文部省編」常置教育的観覧施設状況「文部省、1916年」、1頁。掲載の範囲には朝鮮と台湾を含む。国立は省および総統府都督府が管轄するものを指し、私立は個人や社寺などによるものである。施設の一部利用を含めると全国で116施設(国立17、公立9、私立88)を数えるが、それでも公立は少ない。
5. 前掲「常置の教育的観覧施設梗概」。
6. 前掲「本邦博物館施設の概観」。
7. 三宅拓也「近代日本陳列所研究」(2015年、思文閣出版)。(陳列所についての特記ない記述は同書に基づく。なおこの種々の都市施設を「陳列所」と総称することは、例えば「全国陳列所長協議会開催」(朝日新聞)1906年3月30日)のように、当時の新聞紙上に確認できる。
8. 前掲「常置の教育的観覧施設梗概」。
9. 道府県市立商品陳列所規程(1920年)によって、多くの陳列所が「商品陳列所」に名称を変更したが、その前後において組織や活動に本質的な変化はみられない。なお、戦前には博物館の全般を対象とした法制度は存在せず、戦後、社会教育法(1949年)に基づいて博物館法(1951年)が制定された。
10. 1880年代、外務省農商務省・文部省がそれぞれ商業分野の展示陳列施設の計画を持っていた。外務省農商務省はベルギー政府の商業博物館(Musee Commercial)に範を求め、文部省の計画も商業学校教師のベルギー人教師フアン・スツェンの進言を発していた。前掲「近代日本陳列所研究」。
11. 例えば震災で施設を失った広島では、戦後の広島県物産展を経て、1970年に広島県産業会館へと引き継がれている。「広島県立広島産業会館 開館50周年記念誌 メイド・イン・広島ガイドブック」(ひろしま産業振興機構、2020年、デジタルブック、<https://angondai.jp/>)(2022年2月18日閲覧)。
12. 日本人造真珠硝子細貨工業組合「50年の軌跡」(日本人造真珠硝子細貨工業組合、1997年)。
13. 三宅拓也「京都商品陳列所と明治末京都の美術工芸」(並木誠士編「近代京都の美術工芸」制作・流通・鑑賞」思文閣出版、2019年)。
14. 京都商品陳列所「第二章 京都商品陳列所第二回報告」(京都商品陳列所、1911年)。
15. 京都商品陳列所「第二章 京都商品陳列所第三回報告」(京都商品陳列所、1913年6月)。
16. 前掲「商品陳列館に関する設備の話」(「愛知県商品陳列館報告」第27号、1913年6月)。
17. 前掲「通俗講話会」(「愛知県商品陳列館報告」第28号、1913年)。例えば、第5回通俗講話会では、学校生徒600名に対して名古屋高等工業学校教授・森山弘助が「英国に於ける女子の手芸」を、愛知県商品陳列館技手・中野喜平が「図案の話」を講じた(「愛知県商品陳列館報告」第29号、1913年)。
18. 国立科学博物館編「国立科学博物館百年史」(国立科学博物館、1987年)、181-187頁。

によって、行政と市民、市民と市民、そして都市と社会をつなぐメディアでもあったのだ。〈陳列所〉という都市施設は、産業の近代化を支えるのみならず、都市の大衆文化を揺籃した。そのいずれにおいても重要だったのは視覚であった。〈陳列所〉において市民は「みる」ことを知り、「みせる」ことに出会い、都市の近代をそれぞれに担ったのである。

19. 「商品見本品の注意」(「愛知県商品陳列館特報」第1号、1911年4月)。なお、出品規程においては、一般からの出品を含めて「出品陳列の位置裝飾等は本館に於て適宜之を定む」とされ、陳列に必要な什器等も館側で設備することを基本としたが、場合によっては出品人による手配が認められていた(「愛知県商品陳列館出品及寄贈品規程」)。「愛知県商品陳列館案内 愛知県商品陳列館、1911年」。
20. 万国博覧会に関しては、1900年パリ万博の報告書結論において日本出品の陳列裝飾の稚拙さが指摘され(「千九百年巴里万国博覧会臨時博覧会事務局報告」下、農商務省、1902年)、次の1904年セントルイス万博では報告書中に陳列裝飾の項目が立てられた(「聖路易万国博覧会本邦参同事業報告」第2編、農商務省、1906年)。
21. 「額田郡物産陳列所と重要物産」(「愛知県商品陳列館報告」第38号、1914年5月)。
22. 「期待される商品陳列所内の新築広告館と広告展覧会」(大阪新報)1918年2月4日。
23. 「大阪府立商品陳列所業務要領」(「通称彙報」第47号、大阪府立商品陳列所、1921年1月)。
24. 高柳美香「ショーウィンド物語」(勤草書房、1994年)。
25. 「新年号に題す」(「通称彙報」第77号、大阪府立商品陳列所、1923年1月)。
26. 「如月会」とあるが、おそらくは本居長世の「如月社」であろう。同社は全国で音楽会を開催し、大正期の童謡音楽会プログラムを牽引した。葉口英子「明治大正期にみる子どもに関する音楽会」(「環境と経営」第21巻、第2号、静岡産業大学経営学会、2015年)。
27. 「新潟県商品陳列所年報 第21年報 新潟県商品陳列所、1924年)、および同展出品目録(著者所蔵)。
28. 「産業常識の普及に関する施設」(最近十年間の大阪府立商品陳列所「大阪府立商品陳列所、1927年)、38-39頁)。
29. 中川三千代「日仏芸術社による地方都市でのフランス美術展の展開」(美術教育学研究)第50号、2018年)。
30. 「大阪市美術協会に就て」(「通商彙報」第99号、大阪府立商品陳列所、1923年9月)。
31. 「(一)諸会開催」(「通商彙報」第99号、大阪府立商品陳列所、1923年9月)。
32. 地元新聞を通じて大正時代における静岡県内の美術関係の展覧会を抽出して年表を作成した立花義彰によれば、「大正期の静岡に於ける主な展覧会場となつた」のは静岡市の陳列所であった。年表からはまさに地元の小学児童から高等学校絵画部、美術家団体まで、様々な展覧会が頻繁に開催されていたことが確認できる。立花義彰「静岡近代美術年表稿」(「静岡県博物館協会研究紀要」第29号、2006年、12-33頁)。
33. 「広島県物産陳列館報告」(広島県物産陳列館、1916年7月)、国立国会図書館デジタルコレクション <http://hdl.go.jp/hb/000000549395/>(2022年3月7日確認)。
34. 広島県編「広島県史 近代」(広島県、1981年)、722-724頁。
35. 山口貴雄はフィッセルフィア・ユニーヴァーシティーの初代館長ウィリアム・P・ウィルソンと面識があり、陳列にとどまらず、その広範な事業展開を自らの模範とした。歴史学者のステイブンソンは、同館が貿易奨励を通じてアメリカの帝国主義的拡大を下支えしたと評し、「世界を征するミュージアム」を表現して「The Phildelphia Commercial Museum: The Museum to Conquer the World」, *Museum and American Intellectual Life*, 1876-1926. The University of Chicago Press, 1988)。
36. 加藤論「戦前期日本における百貨店」(清文堂、2019年)。